法規的告示

○法務省告示第九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十九日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　略］ ［**別表第一・別表第二**　略］ **別表第三** ［一～三　略］ 四　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を二回以上受けていないこと。 ［五～十　略］ ［**別表第四～別表第十七**　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～五十七　同上］ ［**別表第一・別表第二**　同上］ **別表第三** ［一～三　同上］ 四　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。 ［五～十　略］ ［**別表第四～別表第十七**　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年二月一日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第八十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Castanea Mill.	兵庫（ひょうご）K－1号（ごう）	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目10番１号	第38239号 令和７年10月23日
Chrysanthemum L.	春日（かすが）W3	奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地	第38238号 令和７年10月21日
Clematis L.	OFG ホワイトアルバム	有限会社及川フラグリーン 岩手県花巻市東和町砂子１区403番地	第38058号 令和７年５月27日
Fragaria L.	プライトクィーン	前川良一 千葉県市川市新井３―28―９	第38057号 令和７年５月27日
Jacobaea maritima (L.) Pelser & Meijden	k-plantsS01　パニラ	久保田高生 群馬県伊勢崎市田部井町一丁目1039番地11	第38216号 令和７年10月８日
Lactuca sativa L.	Heukharang	Jeollanam-do 1, Oryong-gil, Samhyang-eup, Muan-gun, Jeollanam-do, 58564, Republic of Korea	第37066号 令和５年10月12日
Malus Mill.	やまぶ姫（き）	農業生産法人株式会社ライラック農園 長野県下伊那郡松川町大島3418番地	第38178号 令和７年９月３日
Oryza sativa L.	コシヒカリ駿河（するが） sd1d60Bms	国立大学法人静岡大学 静岡県静岡市駿河区大谷836	第37958号 令和７年３月31日
〃	コシヒカリ駿河（するが） sd1d65Bms	〃	第37959号 令和７年３月31日
〃	えんぶり	八戸酒造株式会社 青森県八戸市大字湊町字本町９番地	第38189号 令和７年９月23日
Peperomia Ruiz et Pav.	アサノマ　ペペ	有限会社麻野間園芸 愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原177	第38213号 令和７年10月２日
Spathiphyllum Schott	Thin ice	Chao-Lun Chen No.17, Lane 234, Zhongzheng Road, Neighborhood 001, Baci-heng Village, Puli Township, Nantou County 545003, Taiwan	第38185号 令和７年９月18日